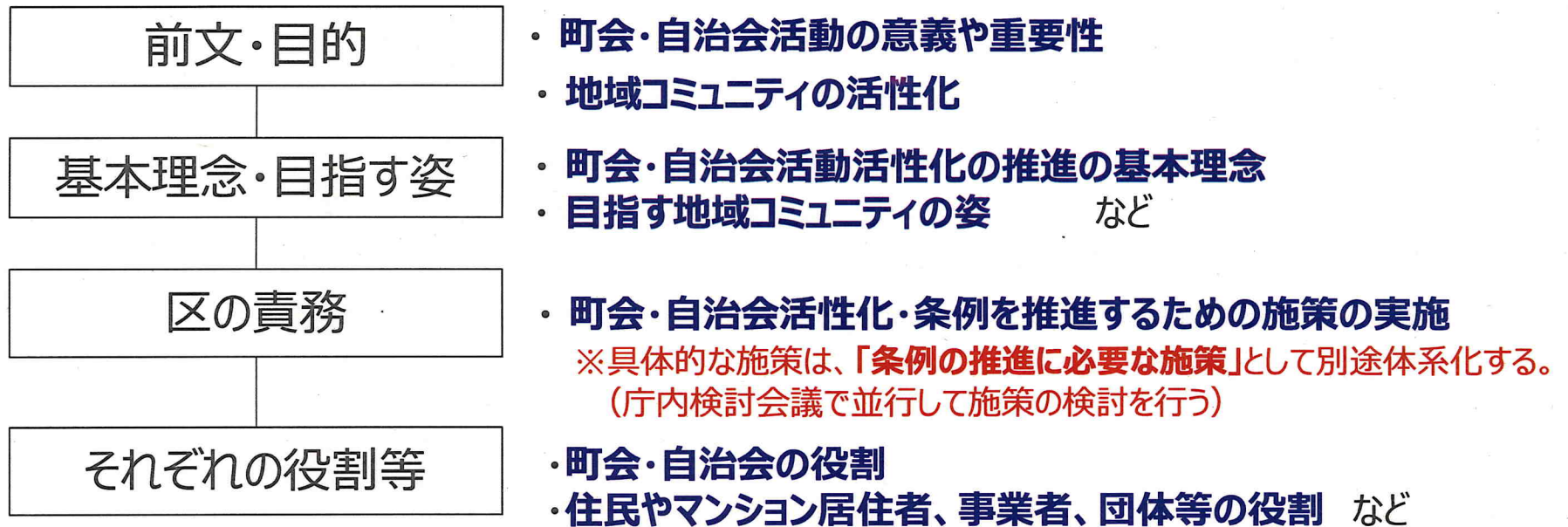


骨子案(たたき台)作成のための 論点について

条例のイメージ

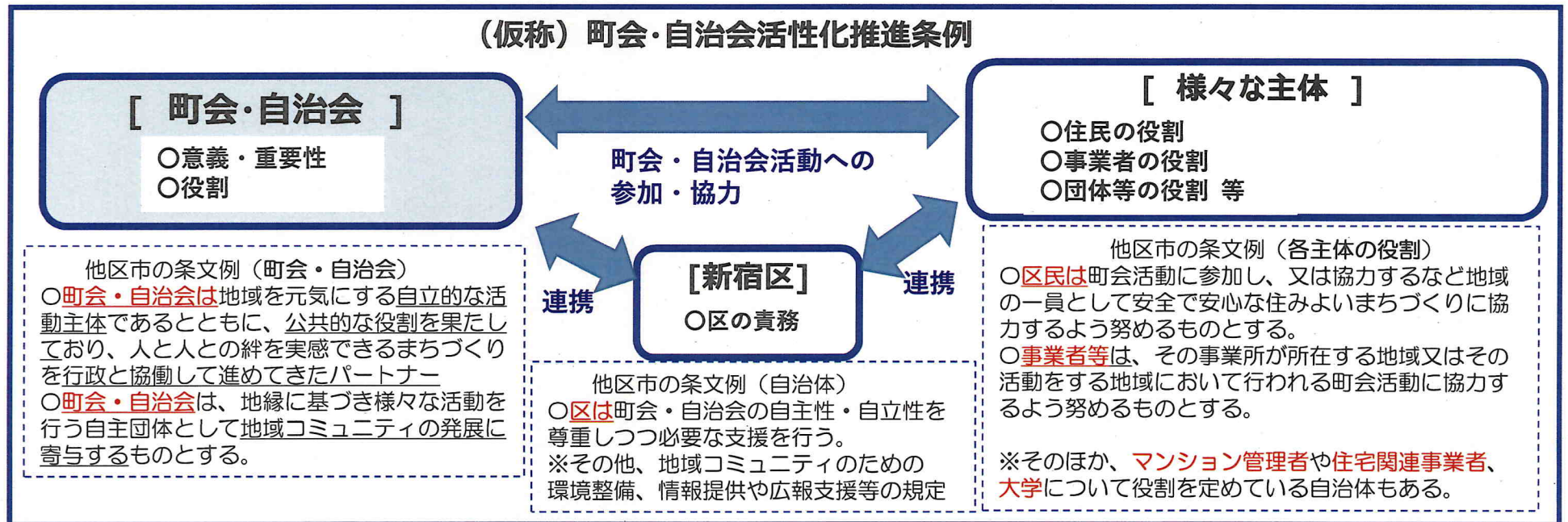
町会・自治会は、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された任意団体であり、加入や参加を強制することは出来ないが、地域の防災・防犯・環境美化・福祉・世代間交流等、様々な地域活動を通して安全・安心で快適な地域コミュニティづくりの中心的な役割を担う団体として、条例でその意義や重要性を明確に示すとともに、区の責務や、地域に住み、活動する区民・事業者等の役割等を定める。(理念条例)

■ (仮称) 町会・自治会活性化推進条例のイメージ



条例の推進のために

条例で町会・自治会活動の意義や、区の責務、それぞれの役割等を定め、この条例に則り、町会・自治会の活性化に向けた施策（条例の実効性を担保するために必要な施策）を地域と連携し実行していく。
 必要な施策は、庁内検討会議において並行して検討し「条例の推進に必要な施策」として別途体系化する。



条例の実効性を担保するために必要な施策(体系イメージ)

町会・自治会の持続可能な組織づくり

加入促進

デジタル化支援

体制強化

活動拠点

活動資金支援

活動のPR

地域コミュニティの基盤づくり

多様な主体との連携促進

意識醸成・人材育成

安全安心な暮らしの確保

運営組織への支援

地域体制づくり

条例骨子案検討の論点①

○町会・自治会への加入や活動に参加することの「意義」を条例で規定することについて

○町会・自治会の「位置付け」を条例で規定することについて

■町会・自治会の意義や役割、位置づけに関する主なご意見（意見交換会から抜粋）

1	町会・自治会の位置付けを行政からきちんと示す必要がある。行政と地域住民をつなぐ組織であることを伝えていくことで、町会・自治会が重要な活動だと認識してくれる人も増えると思う。「協働」や「パートナー」といった単語では、意味が伝わりにくい。
2	「地域でつながりできる、ご近所付き合い、いざというときに助けあえる、自分たちで地域が良くすることができる、社会貢献ができる、情報共有ができる」という町会の相互互助（機能）をしっかりと捉えて、条例の前文に加えていただきたい
3	地域で困っている人を専門機関につなげる（被虐待児を見相へ通報など）役割を町会が担っていることを明記してはどうか。
4	条例ができるということは区のお墨付きをもらうという認識である。
5	区民にとって町会活動への参加は本来自由のはずであり、努力義務であっても記載されることに反対である。表現は考えるべきである。条例が各町会・自治会の活動に対してテコ入れになるものであればいいと思うが、参加の努力義務は不要。
6	条例で努力義務の規定を設けることが嫌な人がいることもわかる。文言を工夫すればいいと思う。
7	条例によってこれまで以上の取組や活動を求められると困る。
8	条例で町会・自治会への参加を促すということは、町会・自治会側にはこれまで以上に運営や会計、代表選出プロセスなどの透明性や公平性が問われることになる。町会・自治会側の状況によっては、区のお墨付きにふさわしくないというお叱りをいただくことも考えられる。

条例骨子案検討の論点②

○各主体の役割の規定について

主体の対象（例「区民」、「事業者」、「マンション」、「大学」等）

役割の内容

■各主体の規定に関する主なご意見（意見交換会から抜粋）

1	条例は理念だけで終わらず、加入に強制力をもたせることはできないか。
2	「区民」と「事業者」の役割は入れてほしい。
3	条例によって、会員が増え町会費を払ってもらうようにしてほしい。
4	条例の中に、地域のボランティア参加要請などの項目が入るとありがたい。
5	条例にマンションの役割を規定してほしい。マンションが町会・自治会に参加協力するよう規定が必要だと思う。
6	条例では表現が優しくなる。マンション管理組合からの町会費徴収など、縛りをつけていくことはできないか。